

## 社会福祉法人福生会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福生会（以下「本会」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

### (役員等の勤務報酬等)

第3条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬10,000円（日額）及び交通費を支給する。なお、理事会及び評議員会に出席したときは、旅費規程に基づき、費用弁償を行う。

2 理事長の報酬は、各年度の総額700,000円を超えない範囲で支給することができる。

3 理事長以外の役員及び評議員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合には、旅費規程に基づき、費用弁償を行う。

### (報酬等の支給方法)

第4条 理事長の報酬等は各月の20日に締め切り、支給日は当月27日に通貨をもって本人に支給する。

### (公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附則

この規程は、平成29年6月12日から施行し、同年4月1日から適用する。